

特定子ども・子育て支援施設等の基準について

全体に必要な基準		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 第53条から第61条
事業ごとの 基準	幼稚園	幼稚園設置基準
	預かり保育事業	子ども・子育て支援法施行規則 第1条の2
	認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設所在都道府県等に対し、届出をしていること ・子ども・子育て支援法施行規則 第1条 ※制度開始から5年間は、基準を満たしていない施設でも無償化の対象とする猶予期間が設けられていますが、この場合でも、都道府県等への届出は必要です。
	一時預かり事業	児童福祉法施行規則 第36条の35
	病児保育事業	子ども・子育て支援法施行規則 第1条の3